

厚生労働科学研究費補助金取扱細則 (抄)

(平成10年4月9日厚科第256号厚生科学課長決定)

(最終改正 平成23年3月31日科発0331第8号一部改正)

(交付の対象経費)

4 規程第4条第3項の経費の範囲の詳細は、別表第1から別表第3のとおりとする。ただし、規程第4条第1項第1号及び第2項各号に掲げる経費については、次に掲げる経費を含まないものとする。

- (1) 建物等施設に関する経費。ただし、補助金により購入した設備備品等の物品を導入することにより必要となる据え付け費及び調整費を除く。
- (2) 研究機関で通常備えるべき設備備品等の物品(その性質上、原形のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものに限る。)を購入するための経費。
- (3) 研究実施中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- (4) 価格が50万円以上の機械器具であって、賃借が可能なものを購入するための経費。
- (5) その他この補助金による研究に関連性のない経費。

(省略)

(費目の単価)

6 費目の単価は、別表第4のとおりする。

※1 「規程」とは、厚生労働科学研究費補助金取扱規程(平成10年4月9日厚生省告示第130号)のこと。同規程第4条第2項及び同第3項は次のとおり。

2 推進事業に係る補助金の交付の対象となる経費は、研究事業の支援に資するための経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 外国人研究者招へい事業に要する経費
- (2) 外国への日本人研究者派遣事業に要する経費
- (3) その他別に定める事業に要する経費

3 前2項に掲げる経費の範囲の詳細は、別に定めるものとする。⇒当該取扱細則のこと」

※2 長寿科学総合研究推進事業、認知症対策総合研究推進事業については「別表第3の12, 13」が該当する。